

第50回 地方分権改革有識者会議
第140回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和4年9月2日（金）14：00～16：06

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、木野隆之議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲議員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕岡田直樹内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和4年の提案募集方式等について

（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（2）各府省の計画策定等における見直しの検討状況について

1 冒頭、岡田内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（岡田大臣） このたび、内閣府特命担当大臣として地方分権改革を担当する。皆様には、かねてから地方分権改革の推進に御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

有識者会議は50回目、提案募集検討専門部会も140回目という区切りを迎え、特に提案募集検討専門部会においては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論いただき、重ねて感謝申し上げます。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について御審議をいただきたい。これまで、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでには至っていない事項もあると承知している。引き続き地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、調整を加速してまいりたい。

特に計画策定等について、本年の骨太の方針に、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記された。こうした状況を踏まえ、いただいた提案について丁寧に検討し、対応してまいりたい。併せて、今後の計画策定等の在り方全般について整理の道筋をつけられるよう検討を深めてまいりたい。

本日も忌憚のない活発な御議論をお願い申し上げます。

2 次に、議題（１）「令和４年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第１次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）」に関して、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋専門部会長から、重点事項に係る各府省からの第１次回答の状況及び「主な再検討の視点」等について細田内閣府地方分権改革推進室参事官からそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（高橋部会長） 提案募集検討専門部会において、８月１日から４日にかけて関係府省からのヒアリング、８月29日に地方三団体からのヒアリングを実施した。

まず、関係府省からのヒアリングの状況である。関係府省との議論の状況に一定の議論の進展があったものの、現段階では対応が困難、今後検討するとの回答も見られた。10月上旬からの第２次ヒアリングを含め、議論を加速させていきたい。

関係府省との議論の状況は大きく次の４つに分類でき、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」、「③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項」、「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」に分類できる。

なお、関係府省のヒアリングの際には、重点事項テーマである計画策定等に関する提案について、岡田大臣からも御発言を頂戴したが、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針に記載された計画策定に関する基本事項を踏まえて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい旨を申し上げ、引き続きの対応を御依頼申し上げているところである。

次に、地方三団体ヒアリングの状況である。地方三団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待が表明された。計画策定等が地方にとって大きな負担となっていることを踏まえ、制度的な課題として検討を行い、積極的に見直しを進めるべきとの御意見や、各市町における計画策定等の自主的な見直しについても対応困難とされたものが多く積極的な対応を求めるといった御意見があった。また、新たな義務付け・枠付けを制限するための十分なチェックを行う仕組みの確立といった御意見を頂戴した。その上で、今回の提案全般に関して、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な対応の検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘をいただいたので、これらを踏まえ検討を進めていきたい。

最後に、今後の部会における検討の方針として、まず、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」については、関係府省に制度改正に向けた検討をお願いするとともに、内閣府及び関係府省において、関係団体や関係地方公共団体の意向確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行っていきたい。「③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識を得た事項」については、関係府省からさらなる検討の結果について御報告いただき、その状況も聞きつつ、部会とし

でも対応方針について検討していきたい。「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」については、再度、関係府省に対しまして専門部会としての考え方や論点を明確にお示しし、さらなる検討をお願いした上で議論を深めてまいりたい。

以上の方針を前提として、今後の検討の進め方は、9月5日月曜日に予定されている内閣府から関係府省への再検討要請の際に、資料2「主な再検討の視点」を各府省に対して文書でお示しし、関係府省には、それを踏まえて9月16日金曜日までに御回答いただくことで考えている。それらの回答を踏まえて、10月上旬より関係府省から重点的にヒアリングを行い、議論を進めていきたい。

昨年もこの段階では、検討の方向性が合致している事項は必ずしも多くなかった。最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させ、実現に至った。今年も同様に、今後さらに論点を整理し、検討の方向性を見直していき、最終的には一つでも多く地方の提案が実現できるよう、部会として努力してまいりたい。

(細田参事官) 資料2は、重点事項68項目のうち39項目について重点事項に係る関係府省からの第1次回答の概要及び専門部会からの主な再検討の視点について記載したものである。それぞれの項目を踏まえ、再検討を各府省へ要請してまいりたい。

資料5は、平成26年から令和3年の対応方針において令和3年度以前に「結論を得る」とされたもののフォローアップの状況である。全体48件のうち3件について、結論が得られた。今後とも各府省の状況を聞き、適切なフォローアップに努めてまいりたい。

参考資料1は、重点事項も含め、令和4年提案における全提案235件に関する検討状況を記載した資料である。

(湯崎議員) 専門部会で大変精力的に御検討いただき、本当に感謝申し上げます。

一般論であるが、本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の現状を踏まえ住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものと認識している。依然として、計画などの策定を義務付ける法令の規定がつくられ平成22年から10年間で1.5倍増加しており、努力義務規定やできる規定も、国庫補助金等の交付要件として計画等の策定が求められる形で、実質的に義務化されているものが多くある。これは国の過剰な関与であり、その対応に非常に多大な労力を要している。そういった状況の中で、今年度の骨太方針で、計画策定に関して盛り込まれ、内閣府から各府省に対して、所管する計画等に関して見直しの要請をいただいた。今後、計画策定における地方分権改革のより一層の推進を大変期待する。

御説明のとおり、第1次回答において対応困難とされたものも大変多く、我々が望む結論にはなかなか至っていない。例えば、資料2の19番、過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画について、計画の中に方針は当然含まれるが、これを一体的にできないのかといった本当に非常に細かいレベルで、できると思われるようなも

のができないとなっているものが多くあると認識している。引き続き内閣府において、イニシアチブをしっかりとっていただき、少しでも多くの計画策定が見直されるように御協力をお願いします。

現状の様々な地方分権の枠組みにおいて、この見直し自体も非常に労力をかけて行わなければいけない現実がある。今般、様々な事務の見直しがされる中、例えば、デジタル化による印鑑の廃止やフロッピーディスクの廃止のように、やはり原則を決める必要がある。計画をつくるのであれば、証明責任を逆に各府省が負うといった形で、抜本的に転換しなければ大変である。例えば、印鑑の廃止で、一個一個の判子の要否についての議論だと、恐らくほとんど進まなかった。それが原則を定めることによって、一気に進んだと思っている。

また、政府提出法案のみならず、議員立法についても、ぜひ事前チェック等を含め、制度的な課題として見直しをお願いしたい。

(三木議員) まず、高橋専門部会長をはじめ、部会員、事務局の皆様には、この膨大な提案について、これだけ具体的に調査をしていただき感謝申し上げる。そして、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点も拝見し、きめ細かに書かれており、須坂市長の立場から見ても、本当に再検討の視点が、須坂市にとって非常に重要な観点であると感じた。重ねて御礼申し上げます。

骨太の方針への明記が非常に効果的であったのではないかと。私ども行政に携わる者として、何か指針になるものがあれば、それによって変更することが気持ち的にも非常に楽であり、そういう面でも非常に良かったのではないかと。

今回、方向性と論点が一致した事業については、前向きに取り組んでいただいた省庁やその事業に対して感謝の意味で、少しずつでもプレスリリースすることが大事かと思う。そうすることによって、よく見直したところについて、国民の評価というのができるのではないかなと思う。

個別の事項だが、マイナンバーについて、今、各市町村が努力しており、更新時も同様に大変な状況になると思う。今からマイナンバー更新について、情報保護の関係や民間委託も含めてどのようにしていくかも検討していただきたい。郵便局の活用はどうか。簡易郵便局等あり、地元の人顔も知っているの、ぜひ検討していただきたい。

それから、極めて重要な環境基本計画であるが、市町村レベルだと、数値目標を捉えることができないが、計画をつくる際、数値目標をつくること一つのメルクマールになっている。数値目標は、政令指定都市や中核都市といった大きな都市に限っていただき、小さな自治体においては、本当に小さな一つずつの省エネだとか、CO2の削減について努力するといったことを環境省から提案していただければ大変ありがたい。

最後に、議員立法について。個人的な意見であるが、できれば各政党等についてもお願いしていくことも大事だと感じている。

(木野議員) 高橋部会長をはじめ、提案募集検討専門部会の先生方、地方分権改革推進室の皆様、大変様々なヒアリング等を実施、御議論いただいたこと感謝申し上げます。

まず、資料2の関係府省との関係を拝見したが、中には支障の根本原因の解消につながるとは言えないような回答もあったように見える。

例えば、重点番号45、農用地利用集積等促進計画について、都道府県知事から市町村長への認可権限の移譲を進めるとの農林水産省の回答は、都道府県の事務負担の軽減になるという趣旨かと思うが、ただ市町村に負担を転嫁するに過ぎず、取り繕った感がある。専門部会から再検討の視点として示されているように、もっと現場の声を聞いて、提案に沿った適切な方式を検討していただけたら幸いである。

また、重点番号12、中山間地域における訪問介護サービスの介護報酬等の見直しについて、出張所を設ける等の工夫ができるという関係府省の回答は、広域に集落が点在するような自治体の地理的状況に鑑みれば、出張所を設けることはあまり現実的ではない。出張所を設ける形ではなく、地域の実情を御理解いただいた上で、介護報酬等の算定の在り方も含め、もう少し他の方法を御検討いただければ幸いである。

今申し上げたのは一例であり、全体として幾つかの課題はあると思う。この重点事項については、専門部会の先生方から関係府省に再検討の視点を御指摘いただいているが、重点事項ではない提案の中にも、趣旨に則していない関係府省からの回答もあるのではないかと危惧をしている。前回の会議でも申し上げたが、事務局の皆様を中心に、提案全般にわたって目配りしていただくことが大事であるので、どうかよろしく願い申し上げます。

(磯部構成員) 議員立法について一言だけコメントさせていただく。

やはり執行は各府省で行うのだから、地方に執行上の支障が生じているのであれば、制度運用を行う立場で対応すべきと、繰り返し再検討の視点が指摘されている。議員立法だから対応困難と、ヒアリングで繰り返された各省庁からの説明が、本当にいわば思考停止に陥っているように思えた。同時に、計画自体は廃止困難だが努力義務で策定しないこともできるのだから良い、という言い訳は、先ほど湯崎議員の御発言のとおり、事実上の義務化であり、地方の負担感はリアルに存在するのに、そうした目の前にある施策の不合理性から目を反らすように映り、これはなかなかどうしたものだろうと感じる。

これは、専門部会だけで動くような問題ではなく、議員立法でもしっかりと対応すべきということは、例えば、大臣等、立法府の構成員の立場からも推進していただきたいと感じた。

計画の問題について、例えば全国知事会の7月の決議では、今後このような負担が増大しないように、議員立法も含め計画の策定を求める場合には事前チェックを行うべき

という提言がされている。本当は、その対応がどのような仕組みなのかという議論にも進みたい。せめて今あるものを合理的に見直して、各省庁に対応いただけるような局面に持って行っていただきたいとかねがね考えている。

(勢一議員) かなり多くの提案で、共同提案団体が名前を連ねており、全国の様々な地域で共通の問題が出ている。これをしっかりと制度的に手当をすることが非常に大事であり、今後さらに議論を進めて、何とか実現の方向につなげたいと改めて実感した。

また、特に今回、重点事項として計画策定が上がって、多くの提案を頂戴した。まさに、骨太の方針で計画の原則が明示され、具体的な計画の現状の問題が説得力を持って示されているという状況で、それを受けた府省側も計画について考える、見直すきっかけを得たタイミングではないか。

磯部構成員からの御指摘のとおり、やはりこの計画については、潮流ができてくる段階で、もう少し根本的に問題解決につながるような議論をする必要があると自身も感じた。やはり提案募集検討専門部会で、個別案件の中でやれることは限りがある。特に議員立法もあるので、もう少し違う場所や立法府を含めた様々な方に、少し幅広く考えて御検討いただくというような形になればと思う。

(後藤議員) 高橋部会長をはじめ、提案募集検討部会及び事務局の皆様、非常に丁寧に検討いただき感謝申し上げます。

皆様の御発言にもあったが、湯崎議員は「原則」という言い方をされ、勢一議員は「根本的」という表現をされた。支障事例を個別に扱っているだけではなかなか収束しないので、何か共通事項のようなものを見い出して対応していく必要があるのではないかと。

自身は都市計画が専門であり、今回の計画策定の見直しが重点事項となったところに非常に興味を持っているが、基本的には、計画をいかにスリム化していくかがポイントになると思う。

参考資料1を見ると、住生活基本計画と空き家の問題をはじめとした各種の問題計画の統合という方向で御検討いただいているが、逆に、それぞれの基本計画で統合できるものは何なのかといったバックキャスト的な見方で、問題を一度俯瞰的に並べ直してみることも、一方で必要なのではないかと。あるいは、計画策定が補助要件になっているものを一通り、「横串」を刺してみるとか、支障事例を個別に扱うだけではない問題を解決する方法があるのではないかと。

いずれにしても基本計画などで計画を統合できるものを一通り並べてみるとか、計画策定を補助の要件としているものを並べてみるとか、あるいは別のアプローチも考える必要があるのではないかと。

(谷口議員) 今年も提案募集検討専門部会の先生方、事務局、そして、御提案いただい

た自治体や関係府省の皆様方の大変な努力に感謝する。

数年前までは、社会福祉関係の基準の見直し等の提案が多かったが、今回は重点募集テーマであるデジタル化による効率化や計画策定の見直し関係の提案が増え、時代の変化を感じた。

そして、国家資格等の手続のオンライン化のように、システム化によって自治体を経由する手続きが減れば、自治体の事務負担も減る可能性がある。最初は導入やシステム化が大変だが、長い目で見ると必ず効率化に資するので、ぜひ今後も促進をお願いしたい。

また、認定こども園の広域調整に関して、都道府県関与の簡素化といった提案に見られるように、当該事務に関わる地理的な範囲に合った関与の仕方、事務の在り方が必要とされていると思った。府省はぜひ提案に対して御対応いただきたい。

(市川議員) 今回も専門部会及び事務局の皆様、大変な労を重ねながら取り組んでいただいていることに感謝したい。

勢一議員から御発言があったが、資料2を見て、共通の課題を皆様が抱えていることを改めて認識した。

第1次回答の内容も提案の実現に向けて前向きな回答も増えてきている一方、なかなか解決の糸口の見出せないものもある。これらをもう一步解決に向けて進めるため、再検討の視点に基づきしっかりと議論していただきたい。中央省庁側も自らの事務の合理化とか、生産性の向上につながるものであるという可能性も含めて課題に取り組んでいただきたい。

また、計画策定の見直しについては、まず、各省庁内で類似の計画が各部局から出てきていないか、セルフチェックをお願いしたい。

色々と困難な道があり、できない理由は山ほどあると思うが、道は必ずあるとして道を探す、あるいは道がなければ新たな道をつくるという気概で、この提案の実現に取り組んでいただきたい。大切なのは現場を知ることである。全国知事会の提案にあるように、地方の実情をしっかりと議論する協議の場は大切だと感じている。

(小早川座長代理) 高橋部会長をはじめ、専門部会、事務局の皆様は非常に頑張ってくられたと印象を持っている。

まず、議員立法の問題について、政党への働きかけも必要ではないかという御発言があり、そのとおりだと思う。ただ、内閣府の方々を弁護するわけではないが、政党への働きかけは中央の行政官の方々にとって大変やりにくいことなのではないかという気もする。このことは、結局は国民全体、住民全体の福祉の問題に関わるわけであり、住民のためにこういう行政のやり方はおかしいではないかということ、住民に近いところにおられる自治体、自治体の連合体である知事会、市長会、町村会、その辺りで、こ

の議員立法の問題について本気で取り組んでいただくわけにはいかないか、そういう御努力をお願いしたい。

2点目は、計画策定等の話である。「良き行政を行うには、こういうやり方がいいのだから、このやり方でやってくれ」と、その典型が、計画づくりのマニュアルをつくって、そのとおりにやってもらうという考え方である。だが、道具を使う立場ではない人が、道具を決めてしまい、この道具を使って仕事をしてくださいというのは、やはり限界はある。皆様が言うておられるが、計画的な行政をやっていくためにどうすればいいかは、その行政を担当する自治体の意見が中心になるべきと思う。

3点目は、従うべき基準の問題である。全国知事会の資料として、それについての提案募集のこれまでの実績を振り返った表があった。毎年問題は出てきているが、こういう形でまとめて分かりやすく示していただいている。従うべき基準に関する提案件数が減ってきており、実績が上がって段々と余計な縛りがなくなってきていると安心できる表にも見えるが、おそらくまだ処理すべき事例は多くあり、提案されても問題が解決できずそのままになっているものもかなりあるのだろう。全国知事会も提起しているが、この辺りで、従うべき基準についての刈込作業の中間的な整理をやるべき時期なのかという気がしている。制度的な課題として横断的に見直しを行うという表現をされているが、確かにそういうことを考える時期なのかという気がする。

この問題は特に施設関係が目立つが、かつて、これとは別の建築基準法関係などで、構造基準か性能基準かという議論があり、構造基準で縛るよりはもっと柔軟に性能基準で置き換えるべきという議論があった。いろいろ気を付けなければならないところはあるが、基本的には同じことがここにも言え、施設の面積基準や人員配置の基準は、建物でいえば構造基準の部分であり、それを厳しく決めているから、提供すべき行政サービスを提供したくてもできない。そうではなくて、実際に行政サービスを提供しようとする自治体がいろいろ工夫をして、結果的に、住民にとって安全と希望のある暮らしを持続的に維持していける地域をつくるという結果が確保できればいいので、そうした結果をもたらすための性能基準の考え方でいくべきなのではないか。例えばそのような考え方で、従うべき基準によって自治体行政をコントロールする従来の発想自体を根本的に見直すことが必要である。これまでの提案募集検討の実績を踏まえ、そうした方向での横断的、制度的な議論ができないかと感じる。

(神野座長) 一当たり議員及び構成員の皆様方に御意見を頂戴した。専門部会及び事務局の進めている努力を高く評価されたので、この努力を引き続き続けていてもらいたい。それから、再検討の視点等々も適切であるということ踏まえた上で、問題別に緻密に検討した成果を実現するために、原則や抜本的といった様々な表現があったが、何か横軸で入れられないか。そうした意見が出ている。

(高橋部会長) 皆様方から頂戴した意見を踏まえ、しっかりと今年の作業を進めてまいりたい。

(神野座長) 本日の議論を踏まえ、提案募集検討部会、事務局も含め、より一層、調査・審議を進めていただきたい。さらには内閣府においても、地方からの提案の最大限の実現に向けて、各省、地方側とのさらなる調整をお願いしたい。

3 次に、議事(2)「各府省の計画策定等における見直しの検討状況」について、高橋専門部会長及び木村内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(高橋部会長) 今年も重点テーマとして扱った計画策定等について、これまで作業してきた立場から御報告申し上げる。

今年には特に、各府省のヒアリングにおいて、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針に記載された計画策定に関する基本原則を踏まえ、地方からの提案を最大に実現するよう、前向きに御検討いただきたいと申し上げた。難しいと言っている省庁もあるが、各府省の対応を強くこれからも希望していきたい。

また、各府省の第1次回答において、議員立法の場合は計画の話ができないと強く御主張されている。ヒアリングでは、議員立法も各法も成立すれば同じ法律であること、各府省はその運用を所管する立場上、ぜひ地方の声を議員連盟等に届けていただきたいことを強く申し上げた。

計画策定に関する法律の条項がこの10年間で1.5倍に増加し、計画体系が、積み木のよように二重三重に積み上がっている非常にいびつな状態となっており、地方の負担を大きくしているのではないかと。地方からの提案に対して個々の対応はもちろん、既に御指摘いただいた横串という観点が必要なのではないかと。

そして、計画体系の整理という観点から、提案いただいた計画以外の既存の計画についても見直すことが重要ではないかと。さらに、計画の総量について規制をしていく取組もこれから必要ではないかと感じた。

これらを踏まえると、今後、計画策定等の在り方の道をつけていくのであれば、国と地方が協力して効果的な政策実現について検討する機会、その際の検討の視点、基準のようなものを考えていく必要があるのではないかと考える。

(木村参事官) 各府省が所管する計画等に関して地方の自主性・自立性を高める観点から見直しを要請し、6月1日現在の検討状況を各府省へ調査を行った。その調査結果について、7月25日に開催された計画策定等に関するワーキンググループでの審議を経て、地方六団体に意見を伺ったところである。

資料6は、その調査内容及び調査結果等の概要を記載したものである。

調査は、調査票①（法律に根拠がある計画）、調査票②（政省令及び通知、マニュアル等により策定を要請している計画）に基づき行った。

調査票①のうち、A1（何らかの見直しについて検討を行っているもののうち法令改正を伴うもの）回答が10件、A2（何らかの見直しについて検討を行っているもののうち通知等の改正によるもの）回答が37件であった。調査票②のうち、A1回答が0件、A2回答が6件であった。なお、これらの件数には、既に実施済のものが含まれる。

また、A1、A2回答のほか、B（見直しの要否を含め検討中であるもの）、C（見直しを予定していないもの）という回答もあった。

資料7は、その調査において、各府省から、A1、A2と回答があったものの一覧であり、前述申し上げた地方六団体の意見も含め記載している。

参考資料2は、各府省からの回答一覧である。

（谷口議員） 昨今の行政手法の望ましい方向として、PDCAサイクルの活用やEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）が促進されており、これが計画策定の要請が増えた背景にあるのではないかと。省庁が自治体に政策を浸透させたい時、例えばPDCAだと、自治体に計画策定・進捗報告・効果測定を求めることになるだろう。それらのプロセスが明確であることを前提として予算がつき、その政策は意味があったということ担保するように推奨されている。このように各省庁はエビデンスを得るため、計画を各自治体に立ててもらっているのかとも想像した。

それをどう改善すべきか。ある政策を行う時に、計画策定という入り口がないと効果測定ができない。したがって、やはり簡略化や統合によって、計画が立てやすい・回答しやすい・効果測定がしやすいものにする必要がある。

以前も提案したが、システムやプロセスには様々な要素や水準があって、例えば自治体ができることをメニュー化、レベル化する。自治体は財政規模や人口規模などによって、メニューから選んでもらい、それ以外で特記事項・独自の取り組みがあれば、加筆してもらえばいいと思う。

フリーハンドで計画を書いてもらうのは、自治体にとって負担が大きいだらう。メニューを用意し、自治体の事情に応じてできることを選ぶ形にすれば、回答側は楽になるのではないかと。

省庁側が策定マニュアルを提示している例もあるが、最初からメニューを用意しておいて、その選択や結果を集計するほうが、国も整理しやすいのではないかと。フリーハンドで書いてもらうと、どういう計画や成果か、結局文字でしか整理できず、まとめる側も見る側も大変だらう。お互いが簡略化できる方法を探るのが良いと思う。

（高橋部会長） 御指摘感謝する。

今日の自治体の運用を見ると、大体計画と名がつくと、意見公募手続を実施しなくてはいけない、さらに関係者と協議しなさい、専門家の意見を聞きなさい、法令にとフルセットで作業をしなくてはいけないことが多い。省庁が、法律で計画をつくろうと考える際に、そういうフルセットを要求されている実態を知って計画という名前をつけているのかなと思う。EBPMも非常に重要だが、そこまでフルセットする計画にしないといけないのか、この辺りの認識のずれが、自治体の負担になっていると思うので、その辺りを少しクリアにすることが重要である。

もう一つは、先ほども申し上げたが、単発的にいろいろな法律をつくられ計画体系が複雑になっていて、担当者があれもこれも作業をしなければならず、施策の見通しがすごく悪い。何かやろうとしても、マニアックな計画が法律で定まっており、施策を実施するときに、マニアックなものをやらないとやったことにならないという話になっている。基本計画の様々な計画がある中で、マニアックなものまで見てやらなければいけないことが、自治体の担当者としては大変仕事がしづらくなっている現状があるのではないかと。その辺りを見直していただく必要がある。

さらに実施計画は毎年度の計画ではないから、毎年度実施するときに、本当にフルセットの計画をつくらないと実施計画にならないのか。様々な計画のタイプがあるが、やはり見直しの視点はいろいろとあるのではないかと思った。

(湯崎議員) 今、谷口議員が大変重要な論点を提起された。つまり国がなぜ計画をつくらせるのかという、計画をつくる目的である。御発言のとおり、EBPMやPDCAという観点から計画をつくるということも特に最近はあると思う。例えば、地方創生推進計画は、PDCAを回して頑張っているところにさらに交付金をつける、というような体系になっている。また、その他医療系の計画も、実態を国として把握する目的があるものもあるし、あるいは、国の政策を地方を通じて貫徹するために地方につくらせるといったものもあると思う。

根本的な問題は、PDCAを回すのは誰なのかである。本来、地方が自らの問題として行えばいい話であって、それをなぜ国が事実上義務付けその効果を監視するのか、それはまさに地方分権という観点からおかしな話ではないか。

結局、国が大きな財源を持って、財政を通じて事実上地方をコントロールし、国の考える政策を実行するという財政構造が残っているからである。その根本的な整理をしないと、計画は減少しない。

各省庁の理屈も分からなくもないが、例えば特定の分野に予算をつけ地方に補助金を出す財務省から効果があったのかと問われるので、地方に計画をつくってもらって、それをまた評価することでPDCAやEBPMで証明しようとする。先ほども議論になった原則や横串を刺すことを考えると、そもそもなぜ国がそこまでしなければいけないのかといった、そういう国と地方の関係が地方分権という観点から正しいのかも含め議論すべきで

あり、そのタイミングだと思う。

(三木議員) 先ほど環境計画で申し上げたとおり、数値目標をつくること自体が大変で、その数値目標のためPDCAサイクルをやると、プランのところでレベルを下げてしまい、実態に合わない場合もある。議会等でも目標が達成されていないとなるので、結局自分で目標が達せられるようなものを設定しまう。本当に住民のためかどうか数字で表せないものがある。PDCAサイクルは、行政に合う部分と合わない部分があると思っている。

また、御発言があったとおり、何もなくて市町村につくれというと、実際は大変である。ところが、今回のデジタル化や地方創生の関係は、全国の素晴らしい事例を幾つか挙げてもらっており、その中から自分の自治体に合うものを探ことができ、実態に合っていく。ところが、国の中では先進的なものと言うが、市町村で先進的なものを出すことは非常に難しい。地域に合ったことをやるのが本当の地方自治である。

もう一つ問題なのは、ある村長がおっしゃっていたが、机上の計画策定に追われ、仕事にやりがいがないと職員が辞めてしまうことである。小さな町村では、住民と直接話して悩みを聞いて、一つずつ解決することが職員の喜びであるが、そういうことがなくなり、計画といった国や県のいろいろなものをつくれとなっていることが問題である。

また、先ほど生活保護の関係で国民健康保険の話が出ていたが、先日、孤独死が自分の自治会で発生したある自治会会長から、これからの行政、特に福祉は、申請主義ではなくてプッシュ型にすべきだと言われた。本当に困っている人ほど申請ができないので、行政でマイナンバーといったデータを使って申請しなくてもいいような仕組みにしていかなければいけない。

ぜひ小さな市町村には、そのような悩みを解決するため、きめ細かなメニュー化など提示してもらえば非常にありがたい。

(木野議員) 今までの御発言をお聞きして、全くなるほどと思う部分が相当ある。特に小さい町村を管掌している立場からすると、実施に向けた細かい計画づくりをされると、先ほど発言があったように、計画づくりに疲れてしまう部分は確かに出てくる。したがって、全ての計画について言えるが、ある目的を持ってどういう形で計画をつくっていくかという時、今はそれぞれの立場でそれぞれの計画づくりを町村側に求めているが、依頼前にその計画の相互関連性をもう少し整理した形で町村へ下ろしていただきたいと感じている。

そういう意味では、今の既存の計画の中に類似した計画が多くあるので、目標に沿って体系立てた整理といった一本化が、計画依頼にあたっての前提となると思う。

また、全国町村会等から様々申し上げているが、各関係府省の皆様には、我々にとって、実質的かつ実効性のある見直しをする中での御検討をいただきたい。

いずれにしても、ある意味で計画は大事だと思っている。その計画が何かをやるため

の単なる実行の計画ではなくて、市町村、特に小さな町村にとって、実行することで希望の光が見えてくるようなものでないと、町村職員にとっても全くやりがいがない。この観点からも意味のある計画にさせていただくことが必要である。我々も尽力するが、計画の策定にそのような命を吹き込んでいただきたいと思う。

(勢一議員) 計画について、提案募集の場でも議論をさせていただき、計画策定ワーキングに参加しているので、皆様の御発言を伺って少々コメントさせていただく。

PDCAやEBPMも大切であるが、本当に適正な効果を測れるような計画の体制及び仕組みになっているかが、まさに提案募集で問われている。単年度の計画でPDCAを回すのは無理であり、3年間の計画期間で考えれば、最初の1年間で計画を始めて、その途中で中間見直しをして、最終年度にはまた次の計画に向けて動かないといけない。これだと実際の施策の成果につなげられるような業務ができないと悩みを多く聞いている。本当に必要な形で計画ができるように見直すことは、大事なステップになると考えている。

また、高橋部会長から御発言があった計画体系の整理と計画総量のコントロールについて、現段階で既存計画の見直しをしていく必要がある。特にここ10年ぐらいの政策問題を見ると、新しく顕在化した課題に対しトピック的に対応する立法が多くあり、それが新たな課題に対応するために計画策定を求めることがあるので、一定の成果を得られた後は法律自体も卒業する、あるいは既存の計画や法律に統合するといった全体像の見直し自体が必要である。これまでの議論の例として、医療、福祉、教育、環境といった分野でそういったものが多い印象があり、全体像がなかなか把握できないが、もう少し府省の現場、制度所管の方々の御協力も得ながら議論したい。

(神野座長) 見直しについて検討を行っているとは回答がされたものは、適切な見直しができることを期待する。内閣府においては、各省庁が適切な見直しができるよう後押しをお願いします。さらに今後とも部会等においては、計画の在り方全般も含め引き続き検討を深めていただきたい。

4 最後に、田和内閣府事務次官より以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(田和内閣府事務次官) 地方からの提案の実現に向けて御尽力いただき感謝申し上げます。

本日は、各関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、活発な御審議をいただいた。本日の御議論を踏まえ、大臣とも御相談して再検討の要請を行い、しっかりと地方からの提案の最大限の実現に向けて、さらに一層尽力したい。

同時に、本日の御議論を踏まえ、どう効果的に横串を刺していくかが非常に重要な課題だと感じた。御発言のあったとおり、今、デジタル規制を幾つも横断的に行っている方法や、デジタル規制を踏まえて新しい法律をつくる時の見直しといった取組について、

他省庁で動いており、似たようなアナロジーが使える可能性も十分ある。個別の要請に応えるのみならず、それを踏まえ横串に展開していく仕組みの検討は重要であり、その辺りは事務局と一緒にしっかり考えていきたい。

今後とも皆様におかれては、なお一層御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)